

平成27年4月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成27年4月24日（金） 午前9時30分

2 出席委員

森 武 洋	委員長
荒 川 由美子	委員長職務代理者
齋 藤 道 子	委 員
三 浦 溥太郎	委 員
青 木 克 明	委 員（教育長）

3 出席説明員

教育総務部長	大川原 日出夫
教育総務部総務課長	大 川 佳 久
教育総務部教育政策担当課長	草 野 純 也
教育総務部生涯学習課長	高 木 厚
教育総務部教職員課長	福 島 淳
教育総務部学校管理課長	菅 野 智
学校教育部長	伊 藤 学
学校教育部教育指導課長	丸 瀬 正
学校教育部支援教育課長	丹 治 美穂子
学校教育部学校保健課長	藤 井 孝 生
学校教育部スポーツ課長	三 橋 政 義
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	稲 森 但
美術館運営課長	佐々木 暢 行
教育研究所長	武 田 仁
南図書館長	榊 新 一

4 傍聴人 0名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に三浦委員を指名した。

- 日程第4 議案第26号及び日程第5 議案第27号は人事案件であるため秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

- 教育長報告

(青木教育長)

それでは、平成27年3月21日から本日までの主な所管事項について、ご報告いたします。

まず、新年度のスタートです。

4月6日・7日・8日に全市立学校・園の入学式・始業式が行われ、滞りなく新たな学年がスタートをいたしました。

4月1日、新規採用教職員77名をはじめとする人事異動の辞令交付を行いました。

新規採用者には辞令交付後、私から「公務員としての自覚を持って職務に精励すること」、「教育公務員は、たとえ新人であっても児童・生徒にとっては、先生であり、子どもたちの将来に直接影響を及ぼす職であることを認識し、常に自己の研鑽を怠らないこと」、「自らの未熟を一日も早く解消するため、教を請う上司・先輩・同僚に素直に接し、好かれる努力をすること」、「いやしくも市民から指摘を受けるような言動は、厳に慎むこと」等の訓示を行いました。

初任者が、学校現場に若い息吹を吹き込み、存分に力を発揮してくれることを期待しています。

なお、学校管理職では、新校長9名、新教頭11名が昇任いたしました。

また、教育委員会事務局でも新規採用者3名を迎えたほか、組織の移管なども行い新たな体制で業務を開始しております。

3月25日の市議会第1回定例会最終日の本会議において、平成27年度予算が可決・承認され4月1日から執行しております。

教育委員会では、喫緊の課題である「学力の向上」を中心とした施策も行ってまいりますが、その指標となります小学校6年生と中学校3年生を対象とする「全国学力・学習状況調査」が全小・中学校で21日に行われました。

昨年1年間の取り組みの成果が表れることを期待しているところです。

また、本市独自の取組みとして小学校3・4・5年生と中学校1・2年生を対象とした同様の調査も16日から本日までの日程で実施しております。

本市全体と各学校の状況が明らかになるほか、児童・生徒個人ごとの成長記録として、今後の指導に活用するための事業と位置付けて行っております。

中学校総合体育大会の総合開会式が、18日土曜日に横須賀アリーナで開催されました。各委員の皆様も、お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございました。現在5月9日までの日程で、季節競技の2種目を除く12の種目において、4千4百人を超える生徒が運動部活動の成果を発揮する場として奮闘しております。

私からの報告は、以上でございます。

日程第1 議案第23号『平成28年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について』

委員長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

議案第23号「平成28年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選抜要綱制定について」ご説明申し上げます。

2ページをお開きください。

2ページから4ページにかけてが、要綱になります。

この要綱は、平成28年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集の基本方針として制定するもので、県教育委員会が定める「平成28年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱」(案)に準拠しております。

現行の選抜制度は、受験機会を全日制、定時制ともに共通選抜に一本化し、原則として学力検査(5教科、定時制3教科)と資料、面接による選考を行います。

また、定時制の課程については、共通選抜の後にも分割選抜機会が設定されています。今年度におきましても、この制度に対応した要綱に基づき、選抜を行ってまいります。

その他本要綱で、志願資格、募集の方法、全日制・定時制の募集期間、学力検査等の期日、志願変更の期間、二次募集の期間、入学の許可や手続きなどを定めております。

志願資格、募集の方法、入学の許可や手続きにつきましては、昨年度と変更はございません。

日程につきましては、最後に昨年度の日程と並べる形で資料をつけております。

なお、学力検査等の期日については、県立高等学校の日程に合わせる予定になっております。他に市立高等学校を設置する横浜市や川崎市も、それぞれの教育委員会に「平成28年度各市市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱(案)」を付議した後、県日程と合わせる予定になっております。

以上で、「平成28年度横須賀市立横須賀総合高等学校の入学者の募集及び選抜要綱制定について」の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第23号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第2 議案第24号『平成28年度使用教科用図書採択基本方針について』

委員長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

議案第24号「平成28年度使用教科用図書採択基本方針について」ご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

これは、横須賀地区で平成28年度に使用する教科用図書の採択に当たって公平を期すとともに、すぐれたものを選定するための基本方針を示すものです。このページに記載されている基本方針に基づき、採択事務を進めてまいります。

平成28年度使用教科用図書採択基本方針は次のとおりです。

教科用図書の採択にあたっては、

- 1 公正かつ適正を期し、すぐれたものを採択する。
- 2 児童生徒及び学校、その他の特性を考慮して採択する。
- 3 教科用図書については、教科用図書採択検討委員会等の研究調査の結果を活用して採択する。の3点です。

平成28年度は、中学校、高等学校、特別支援学校（特別支援学級を含む）の採択替えを行う年度となります。小学校についての採択替えはありません。

3 ページをお開きください。

「教科用図書採択検討委員会条例」は、教科用図書の採択に関する答申を最終的に決定する委員会及びその委員会の検討に必要な資料の取りまとめをおこ

なう部会に關しての規定となります。この条例に基づき設置される教科用図書採択検討委員会が、教育委員会からの諮問に基づき教科用図書に關する各種の検討をおこないます。その結果を採択権者である教育委員会に答申し、中学校については翌年度より4年間、その他については翌年度使用する教科用図書が決定されます。

4ページをお開きください。4から6ページまでは、教科用図書採択に關する事務處理について必要な事項を定める教科用図書採択事務取扱要綱です。

7ページをご覧ください。採択事務の仕組みや流れについて図で示したものです。今年度の教科用図書採択検討委員会は、採択替えがおこなわれる中学校、高等学校、特別支援学校（特別支援学級を含む）の保護者代表や市民の代表を入れた18名で組織いたします。この委員会の中に、採択の検討を、校種別に行うための専門部会を設置します。今回設置される専門部会は、小学校、高等学校と特別支援学校（特別支援学級を含む）の三部会となります。各々の専門部会で検討した結果を最終的に採択検討委員会全体に諮り、答申内容を決定します。

教科用図書採択検討委員会の委員の任期は、6月1日より8月31日までといたします。採択検討委員会の長は、全委員の互選によって決まります。

なお、教科用図書採択事務關係の日程については図の下部に記載しております。教科用図書展示会は、6月12日から6月25日まで、横須賀地区教科用図書センター（教育研究所）及びヴェルクよこすかで開催いたします。

どのような教科書が採択されたかの情報開示につきましては、採択一覧表を各学校に送付した後、できるだけ速やかに市政情報コーナーにて常時閲覧可能といたします。

以上で「平成28年度使用教科用図書採択基本方針」についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

（齋藤委員）

2点お尋ねしたいのですが、まず1点目は、教科用図書採択検討委員会の専門部会についてです。18名の委員とおっしゃったのですが、これは中学校、高等学校、特別支援学校等でそれぞれ単純に6名ずつということでございますか。まず、それが1点目です。

（教育指導課長）

そうです。そのようになります。

（齋藤委員）

そうすると、その6名の中の学識経験者、保護者、学校関係者は、またこれも2名ずつということでございましょうか。

(教育指導課長)

学識経験者については1名、それから児童・生徒の保護者についても1名、それから市民代表と学校関係者という形になっております。

(齋藤委員)

ありがとうございました。そうすると、そういう保護者とか市民代表者とかはどういう形で決めるということになるのでしょうか。

(教育指導課長)

市民代表等につきましては、市のPTA協議会等にお諮りして決めてまいります。

(齋藤委員)

保護者はどうですか。

(教育指導課長)

保護者につきましては、学校のほうとも相談しながら保護者代表を決めることとなります。

(齋藤委員)

はい、わかりました。それと、もう一点よろしいでしょうか。我々が採択検討委員会からご答申をいただくということになると思うのですが、我々が最終的に大変な作業をやっていただいた結果を見せていただくわけですが、我々が頂戴する書類なのですが、去年、こういうところが見にくいとか何かいろんなことを申し上げたりしたのですが、今年は、例えば結果的に何冊かの候補本が残って、それを我々が比較検討できるような形で資料をいただくというふうに理解をしておいてよろしいのでしょうか。

(教育指導課長)

昨年度いろんな表記等に、評価の基準につきましてもわかりづらいというご指摘を受けましたので、今年については、その辺の表記だとか評価基準のあり方についてもわかりやすく検討してお示しできるようにしていくつもりでございます。

(齋藤委員)

ありがとうございました。

(森武委員長)

では、私のほうから1点お伺いしたいのですけれども、教科用図書調査事務局についてお伺いしたいのですけれども、この根拠は事務取扱要綱というところにあるというふうに理解できると思うのですけれども、この中で調査部会と事務部会ということで、それぞれ校種ごとにそれぞれの部会を置くということになっていると思うのですけれども、それが別表に人数も書かれているのですけれども、教育委員会の指導主事の方とか、そういう方はこの事務局には入っていないという理解でよろしいのでしょうか。

(教育指導課長)

調査部会を行う中に指導主事が入って一緒に作業しております。

(森武委員長)

では、私のほうから1点お伺いします。教科用図書調査事務局についてお伺いしたいのですけれども、この根拠は事務取扱要綱にあるというふうに理解できると思うのですけれども、この中で調査部会と事務部会ということで、それぞれ校種ごとにそれぞれの部会を置くということになっていると思うのですけれども、それが別表に人数も書かれているのですけれども、教育委員会の指導主事はこの事務局には入っていないという理解でよろしいのでしょうか。

(教育指導課長)

すみません、私の言葉足らずで申し訳ありません。調査部会の中に指導主事は入りますが、取りまとめを行うために入りますので、調査部会の中に指導主事がということではございません。

(森武委員長)

わかりました。そうしますと、何年か前からこの制度になっていますけれども、私は今年初めて気がついたので、指導主事の方というのは教科を持たれていて、専門的な見地からいろんな日々活動されていると思うので、そういう方の知見も、もちろん学校の先生の知見も生かすのですけれども、その方の知見も生かしたほうがよりいい教科書が選べるのかなというふうに思ったのですけれども、今の制度でいきますと、あくまで調査部会というのは学校

から来ていただいた選ばれた方が議論をして、それをあくまで指導主事は取りまとめる立場ということで、ご自身の意見は挟まないという理解でよろしいわけでしょうか。

(教育指導課長)

指導主事がこの教科書がいい、悪いとかではなく、方向性、取りまとめの基準ですとか、こういうふうな形でまとめていきたいと思いますとかじ取りはさせていただきますが、この教科書がいいとか悪いとかと、そういうようなことは申しません。

(森武委員長)

わかりました。

あと、そのとき、もう一点ですけれども、そのかじ取りということで会議の運営に徹されるというのは、それはそれで構わないと思うのですけれども、そのときにこの事務部会の要綱の中にそういう方が入るとというのが何かどこかで読めるのかどうか、ちょっと私、細かく全部1条ずつ読んだわけではないので、ざっと見たところ、余りそういうところが書かれていないような気がするんですが、そのあたりはどういう根拠で入られているのかなというのをもしご説明できればお願いいたします。

(教育指導課長)

ここにその根拠というものについてはありませんが、やはり教育委員会が教科書を選定するに当たって、それぞれの部会をまとめていく進行役、まとめ役が必要であるということから入ってもらうという形で対処しています。

(森武委員長)

わかりました。前年度もこの要綱でやられているので、それで問題ないのかもしれませんがけれども、指導主事の方の立場、直接この教科書の個別については意見しないという話は、それはそれでいいのかなと思いましたがけれども、やはり各教科をまとめていく上で重要な立場を占められていると思うので、できれば、これ要綱なので、その中に何か根拠を示して、例えば各教科ごとに入って調査部会の事務の整理をすとか、何かそういう形で立場をはっきりされたほうが、一番最後の採択のときに指導主事の方が陪席というか説明員として来られて、調査部会をある意味代表したような形で説明いただくので、何か根拠をはっきりしておいたほうがいいかなと思ったので、これはこうしてくださいというのではなくて、こうしたほうがよいのではないかという提案なので、事

務局のほうでご検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

討論なく、採決の結果、議案第 23 号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第 3 議案第25号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育委員会事務局等事務分掌規則中改正）』

委員長 議題とすることを宣言

（総務課長）

議案第 25 号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育委員会事務局等事務分掌規則中改正）』について説明いたします。

本年 3 月の教育委員会定例会において、第 1 回市議会定例会の議案として提出いたしました基金条例改正議案が、可決された後に、教育長の臨時代理により、教育委員会事務局等事務分掌規則中にスポーツ基金に関する事項を追加し、合わせて他の改正を行うことについて、報告させていただきました。

このたび、平成 27 年 3 月 25 日の市議会本会議において議案が可決されたことにより「教育長の臨時代理による事務」を行わせていただきましたので、本日も承認をお願いするものであります。

規則の改正内容については、前回ご説明したとおり、事務の移管等による執行体制の変更に伴う所要の条文整備、基金条例改正に伴う所掌事務の追加などを行うため、規則を改正いたしました。

なお、3 月定例会において森武委員長からご指摘のあった「教育委員会職員の勤務時間に関する規則」別表の順につきましては、市の法規を担当する総務部行政管理課とも相談し、12 ページ改正案朱書きのとおり、教育委員会事務局等事務分掌規則記載の順へ合わせることとし、ご指摘のとおり出先機関である『教育情報システム室』は、『教育研究所』の次へ追加いたします。

施行日は、平成 27 年 4 月 1 日としております。

以上で議案第 25 号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育委員会事務局等事務分掌規則中改正）』の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第 25 号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第3 議案第28号『公文書の部分公開決定に関する審査請求に対する
裁決及び通知について』

委員長 議題とすることを宣言

(森武委員長)

本件については、平成26年6月13日付け公文書公開請求に対し、横須賀市教育委員会教育長は、平成26年6月20日付け横教保第29号で公文書部分公開決定通知処分を行いました。この処分では、「校種にかかる部分を含む学校名」及び「年組」の情報を非公開としていました。

これに対して審査請求人は、非公開部分の公開を求めて教育委員会に対して平成26年8月18日付けで審査請求を行いました。

審査請求を受け、教育委員会で非公開部分の公開の適否を審議した結果、「校種にかかる部分を除く学校名」及び「年組」の情報は非公開とすることといたしましたので、情報公開条例第17条第1項の規定に基づき、平成26年9月11日に横須賀市情報公開審査会に諮問しました。

その後、横須賀市教育委員会は、平成27年3月26日に審査会から答申を受け取りました。

情報公開条例第17条第4項では、「諮問実施機関は、審査会から答申を受けたときは、これを尊重して速やかに当該不服申立てに対する決定又は裁決を行い、不服申立人又は諾否決定をした実施機関に通知しなければならない」と規定しています。

従いまして、教育委員会は、速やかに裁決を行い、審査請求人及び処分庁に通知する必要があります。

答申に関する審査会の結論は、横須賀市教育委員会教育長が寄生虫卵検査の検体紛失について市長に報告した文書につき、その一部を非公開とした決定について、横須賀市教育委員会が、「校種にかかる部分を除く学校名」及び「年組」の情報を非公開とすべきとした判断は妥当である、というものです。

従いまして、この趣旨に沿った裁決議案を提案させていただき、審議、採決をしたいと思っております。

それでは、事務局より議案第28号の説明をお願いします。

(総務課長)

議案第28号「公文書の部分公開決定に関する審査請求に対する裁決及び通知

について」ご説明いたします。

議案の1ページをご覧ください。

本議案は、平成27年3月26日付け横情審第23号の横須賀市情報公開審査会の答申を受け、審査請求人が平成26年8月18日付けで提起した「平成26年6月20日付けの審査請求人に対する公文書部分公開決定通知処分」に関する審査請求について、裁決及び通知をするものであります。

裁決の主文ですが、『本件審査請求を棄却する。』となります。

次に、理由をご説明いたします。「1 審査請求人の主張」のうち、要旨の部分をご説明いたします。1ページの下段から2ページ上段にかけてとなります。

「校種にかかる部分を除く学校名」及び「年組」にかかる情報が特定の個人が識別されるとして非公開とされていますが、審査請求人は、個人が識別されるかどうかは、対象となる母集団の人数などから判断すべきであり、学校名及び年組を公開しても個人を識別されるとは思えず、処分庁の説明に合理性を感じることができず、また、この判断は「知る権利」に関わる問題にとどまらず、主体が曖昧になることで対象者に緊張感が生まれず、再発防止の観点からもプラスにはならないと主張しています。

次に「2 処分庁の説明」になります。2ページの中段をご覧ください。処分庁としては、「校種にかかる部分を除く学校名」や「年組」の情報までも公開された場合、検体紛失のあった児童を特定することが可能となり、自分の子どもの寄生虫卵検査の検体紛失を知られたくないと感じる保護者の権利利益を侵害するおそれがあり、また、これらの情報が公開された場合、保護者の不安感を煽るおそれがあり、学校での健康診断業務に支障をきたすおそれがあると説明しています。

これらを踏まえた「3 審査庁の判断」になります。審査庁では、(1)「校種にかかる部分を除く学校名」及び「年組」の情報は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第1号に該当する。(2)「校種にかかる部分を除く学校名」及び「年組」の情報が公開された場合、検体紛失のあった児童を容易に特定することができ、自分の子どもの寄生虫卵検査の検体紛失を知られたくないと感じる保護者の権利利益を侵害するおそれがある。(3)「校種にかかる部分を除く学校名」及び「年組」の情報が公開された場合、保護者の不安感を煽るおそれがあり、学校での健康診断業務に支障をきたすおそれがある。として、「校種にかかる部分を除く学校名」及び「年組」の情報を非公開とすべきと判断し、審査会に諮問しました。

その後審査会から、平成27年3月26日付け横情審第23号の「公文書の部分公開決定に関する審査請求について」の答申を受けました。ここで、審査会からの答申についてご説明いたします。

議案に添付しております「答申書」の1ページをご覧ください。

まず、「1 審査会の結論」についてです。審査会の結論は、横須賀市教育委員会教育長が寄生虫卵検査の検体紛失について市長に報告した文書につきその一部を非公開とした決定について、横須賀市教育委員会が、「校種にかかる部分を除く学校名」及び「年組」の情報を非公開とすべきとした判断は妥当である、というものです。

続いて、この結論にかかる審査会の判断について、ご説明いたします。答申の5ページをご覧ください。

(イ)の情報公開条例第7条第1号に規定する非公開情報についてですが、情報公開条例第7条では、「実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求にかかる公文書に非公開とする情報が記録されている場合を除き、当該公文書を公開しなければならない」と規定されており、同条第1号において、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人が識別されないが、公開されることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は非公開と定められています。

これを踏まえ、「校種部分を除く学校名」及び「年組」について、審査会は情報公開条例第7条第1号に該当する個人に関する情報であるか否かについて判断しています。ページは5ページの下段から6ページになります。

審査会は、「校種にかかる部分を除く学校名」及び「年組」の情報は、紛失事故の被害者が属する小学校、学年及びクラスを示す情報であること、寄生虫卵検査は、法令に基づき実施するものであり、市立小学校の1年生から3年生までの児童全員を対象に実施されているものであることなどから、「校種にかかる部分を除く学校名」を公開することになれば、寄生虫卵検査の対象が小学校1年生から3年生までの児童を対象としていること及び、紛失した検体の件数が報道発表等により明らかになっていることなどから紛失事故のあったクラスが、相当程度に特定される可能性を否定できず、また、「年組」を公開することになれば、市立学校の各学年における児童の人数が学校教育における基礎情報として公表されていることから、これを手掛かりとして学校名を特定することも不可能とはいえない、と説明しています。

「校種にかかる部分を除く学校名」及び「年組」の情報は、この紛失事故の被害者である児童に関する情報であって、特定の集団に属する者の情報として、条例第7条第1号に規定する特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当しないとまではいえない、としています。

「校種にかかる部分を除く学校名」及び「年組」の情報を公開することになれば、当該児童又はその保護者を知る一定の範囲の者にとっては、当該保護者の児童に関する検体紛失事故であることが明らかになり、寄生虫卵検査の検体

紛失事故を知られたくない、という児童又は保護者の権利利益を害するおそれがあり、また、個人の権利利益の十分な保護の観点からも個人識別性を否定することはできないので、条例第7条第1号に規定する情報に該当し、非公開とすることが妥当であると判断しています。

答申の説明は以上でございます。

只今ご説明したとおり、審査会から「校種にかかる部分を除く学校名」及び「年組」にかかる情報を非公開とすべきとした審査庁の判断は、妥当であるとの結論を得られました。審査庁は、審査会の答申を尊重して、議案書の1ページ中段主文のとおり裁決するものであります。

そして裁決がなされましたら、情報公開条例第17条第4項の規定に基づき、最後から2ページ目の通知により審査請求人に、最終ページの通知により処分庁である教育委員会教育長に、それぞれ裁決書の謄本を送付いたします。

以上で議案第28号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第28号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（1）『教育長の専決処分による事務について（教育委員会の所管に係る聴聞規則等中改正）』

（総務課長）

報告事項（1）『教育長の専決処分による事務について（教育委員会の所管に係る聴聞規則等中改正）』を説明いたします。

本件は、このたび、行政手続法が改正され、また、本市関係条例「行政手続条例」が改正されたことにより、教育長の専決により『教育委員会の所管に係る聴聞規則』等を改正いたしましたので、ご報告するものです。

なお、専決の根拠につきましては、2ページの下段に記載いたしました「教育長に委任する事務等に関する規則」第4条第1号に基づくものでございます。

資料は、規則の告示文、及び改正規則の朱書きとなっておりますが、改正内容につきましては、3ページ以降の朱書きにより説明させていただきます。

恐れ入りますが、3ページをお開きください。

はじめに『教育委員会の所管に係る聴聞規則』の改正です。これは、『行政手

続条例』の名称が『横須賀市行政手続条例』に改正されましたので、規則中の条例名を改正いたしました。

また、条文中の「手続き」という文言については、『横須賀市行政手続条例』に合わせ、記載のとおり送り仮名のない「手続」に改正いたしました。

4ページをご覧ください。『教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則』の改正です。

条文中に、『行政手続条例』の記載がありましたので、3ページと同様に『横須賀市行政手続条例』と改正いたしました。

施行日は、平成27年4月1日としております。

以上で報告事項（1）『教育長の専決処分による事務について（教育委員会の所管に係る聴聞規則等中改正）』の説明を終わります。

（質問なし）

報告事項（2）『子どもと向き合う環境づくり推進事業について』

（教育政策担当課長）

「子どもと向き合う環境づくり推進事業」につきまして、まず、これまでの取組の概要について、説明致します。

恐れ入りますが、資料の1ページをご覧ください。

本事業では、平成23年度に「子どもと向き合う環境づくり検討委員会」を設置し、「提言」をいただきました。平成24年度からは、その方策の方向性を具体化するために、学校教職員と教育委員会事務局職員からなる組織を設置して、必要な事項等を検討してきました。

平成24年度には、「校内マネジメントモデル推進委員会」と「学校事務業務改善推進委員会」を、平成25年度には、「人的支援運用改善検討会議」と「授業日数に関する検討会議」を開催し、具体的な取組等について検討し、各課等で取組を進めてまいりました。

本年度は、これまで学校と教育委員会が取り組んできた内容について、その検証と今後の方策を検討するために、学校管理職と教育委員会事務局職員で、「検証会議」を開催したいと考えております。

次に、2ページをご覧ください。平成26年度の取組内容について、記載してあります。

1つ目の校内マネジメントモデルの推進については、各学校がより組織的な学校運営ができるように、校長会、教頭会と連携し、学校運営に重要な役割を

果たすこととなる総括教諭に対して研修などを行いました。

2つ目の学校事務業務改善の推進については、各課において検討し、取り組みを進めておりますが、内容につきましては、後ほどご報告いたします。

3つ目の人的支援運用改善については、各校に配置されている支援職員が、その職の専門性を高めるような研修内容に改善したり、支援職員を効果的に活用できるよう、管理職だけでなく、支援教育コーディネーターや児童生徒指導担当者といった役割をもつ教員に対し、研修を実施したりして、支援職員の活用促進を図ってきました。

4つ目の授業日数については、教育指導課において、学校訪問等を通じ、各校の教育課程の編成について指導助言を行うとともに、平成26年度は、長期休業日等を活用した授業日の増加を5日以上全校で実施するなど、各校が授業日数の増加を行うことで、教育課程の編成の工夫を行ってきております。

以上の取り組みにより、少しずつではありますが、改善が図られてきているものと考えております。詳細は、本年度の「検証会議」の中で、まとめていきたいと思っております。

次に、「学校事務業務改善推進」に係る平成26年度の教育委員会各課の取り組みの、進捗状況について報告します。

3ページの「平成26年度 学校事務事業改善の各課の実施・検討状況一覧」をご覧ください。

この資料は、平成25年3月に作成された「学校事務業務改善推進委員会報告書」に基づいて、平成26年度に教育委員会各課等の実施・検討状況をまとめた一覧となっております。

主な改善事項として、これまで学校経由で通知していた「就学援助費認定決定通知書」を教育委員会から保護者へ郵送したことや、これまで学校口座に振り込んでいた日本スポーツ振興センターから支払われる医療費を、直接、保護者の口座へ振り込むモデル校を増やしたことなどを記載しています。

以上で、「子どもと向き合う環境づくり推進事業」についての報告を終わります。

(荒川委員)

先ほど共済給付金等の振り込み業務などをやる学校が増えたというお話がありましたけれども、今後それは増えていくような方向で進んでいるのでしょうか。

(教育政策担当課長)

この共済給付金の振り込み業務につきましては、平成25年11月に3校から始め

まして、それで平成27年1月時点で12校に増やしてございます。引き続き、事務の効率化につながることでございますので、校数は増やしていく方向で考えてまいりたいと思います。

(荒川委員)

そうなりますと、担当している人にとっても、学校でやっている人にとってもとも助かることだと思いますので、増えるといいと思いましたので、質問させていただきました。

(齋藤委員)

まず、2ページ目の4番の授業日数なんですが、昨年度、26年度については授業日数の増加を5日以上全校で実施し、土曜日は11校が試行したとあります。これの結果はすぐには出るとかいうことではないと思うんですが、この授業日数を増やしたということに関してのそれがどういうふうな効果をもたらしているのか、あるいはどういう問題点が逆に出ってしまうということがあったのかというようなことは、今後いつぐらいまでの予定で、どういう形で検討をしていかれるご予定か、おわかりでしょうか。

(教育政策担当課長)

授業日数を増やしたことにつきましては、既にそのメリット、デメリットの話が出てきておりまして、増やしたことによりまして、評価のための時間の確保ですとか、校外、校内の研修機会の増加ができたといったような話はございます。一方では、例えば土曜日に授業を行いますと、土曜、日曜と2日間連続した休みがとれないという中で、ちょっと疲れがたまるといったようなお話ですとか、あと、これまで長期休業日に行われておりました研修、特に夏休み終了間際の校内研修ですとか生徒の補習時間、こういったものが逆に削られてしまうといったような話もございます。これらも含めまして、今年度の検証の中でこの授業日数についても考えていくこととなりますので、今年1年かけて報告をまとめたいと考えております。

(齋藤委員)

ありがとうございます。やはりある程度時間をかけてご覧いただかなければと思いますので、よろしくお願いいたします。

もう一点なのですけれども、この表のほうなのですけれども、表の裏側の2-2、各種調査の軽減等、これが前から問題になっておりまして、似たような調査がみんな学校にいくということで、なるべくまとめましょうということだと思うのですが、26年度の実施・検討状況の一番最後の丸で、「平成26年度末に教育委員会内でルー

ルが実施されているかどうか調査を行った」とあるのですが、これは大体の結果で結構ですが、ある程度確実に実施されているということになったのかどうか、おわかりでしょうか。

(教育政策担当課長)

教育委員会の中でございますけれども、各課に調査を行いまして、委員会内の各課全てからルールどおり実施しているという回答は得ております。

(齋藤委員)

はい、わかりました。今後もなるべく同じような調査がいくとか、そういうことがないように、ぜひその線で進めていただければと思います。ありがとうございます。

(森武委員長)

私のほうから1点お伺いしたいのですけれども、3ページの表側の1-12、入退学事務の簡素化というところで、丸の1番なのですけれども、「在学証明書・入学通知書のA4化は、在庫を踏まえて検討します」と書いてあって、在庫が今500枚で、年間100枚ずつ使用するということなのなのですけれども、こちらは入学通知書だともう少し使うのかなと思ったのですけれども、どういう形で使われているのかというのと、あと、在庫があってそれを使っているということは、これは何か決まった様式に手書きで書かれているということなのか、そのあたり、もしわかれば結構ですけれども、お教えいただければと思います。

(支援教育課長)

大変申し訳ありませんが、具体のところについてはまだ把握をしておりません。

(森武委員長)

わかりました。私が言いたかったのは、恐らくどんどん電算化されて、こういう通知書類というのはプリントアウトする形式が標準になってくるのかなと思った中で、何か在庫が500枚あるという、この在庫をちゃんと使わないといけないという趣旨はよくわかるのですけれども、仮にそれがあがるために手書きをするとか、あるいは決まったフォーマットにプリンタで合わせて打っているというのであれば、むしろ事務は煩雑になるので、状況を把握されて、在庫が無駄になっても、いきなりプリントアウトできるのであれば、この在庫については、やむを得ず処分してでも新しいほうに移行されたほうがむしろ効率化になるのかなと思いますので、ちょっと状況がわからず言っていますので、一度確認いただいて、ご検討いただけ

ればと思いますので、よろしくお願いいたします。

報告事項（３）『市立幼稚園の今後について』

（教育指導課長）

教育指導課から「市立幼稚園の今後の在り方について」ご報告します。

報告事項（３）の資料をご覧ください。

まず、「１．現在の状況」ですが、横須賀市は、平成 27 年 1 月に施設配置適正化計画を策定し、当該計画では、諏訪、大楠の市立幼稚園を「廃園」とし、他の公共施設等への転用を検討するとしています。

また、2 月に策定された公立保育園再編実施計画では、保育と共に幼児教育を行う幼保連携型認定こども園の中央地区等への整備計画が記載されています。

そのような状況のなか、教育委員会事務局としては、それぞれの計画を所管する財政部、こども育成部と連絡をとりながら、廃園後の施設の転用方法やこれまでに培ってきた人材・教育ノウハウ等を幼保連携型認定こども園へどのように引き継いでいくかなどについて、意見交換を行っています。

「２．今後について」ですが、今後については、引き続き財政部、こども育成部と連携しながら、廃園に向けたスケジュールを作成し、諸事務を進めて行く予定です。廃園までには、最低でも 3 年を要すると思いますが、保護者や地域住民、関係者の方々へ丁寧な説明を行い、ご理解を得ながら進めていきます。

なお、平成 28 年度園児募集（平成 27 年 11 月募集）については、従来通り行いますが、入園希望者に対して、翌年度の園児募集が中止となる可能性について説明をおこなう必要があり、園児募集の詳細を決定するまでに、教育委員会事務局として廃園予定時期を決定し、教育委員会へ報告する予定です。

なお、本件については、平成 27 年第 2 回市議会定例会教育福祉常任委員会で報告いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

（質問なし）

報告事項（４）『横須賀総合高等学校における「ガス溶接技能講習修了証」の無効の件に関し、再受講を希望しなかった者に対する損害賠償金支払いについて』

(教育指導課長)

教育指導課から「横須賀総合高等学校におけるガス溶接技能講習修了証の無効の件に関し、再受講を希望しなかった者に対する損害賠償金支払いについて」ご報告します。

報告事項4の資料をご覧ください。

本件は、平成26年8月22日の教育委員会臨時会においてご報告した件の、その後の経過及び残りの損害賠償金支払い対象者への対応をご報告するものです。

平成26年8月臨時会において、横須賀総合高等学校で実施されたガス溶接技能講習により交付した「ガス溶接技能講習修了証」117人分が無効となったことをご報告し、同年11月の教育委員会定例会において講習の再受講を希望しない者53名に対し、受講料、交通費などに相当する額 6万6千円を民法上の損害賠償金として支払う旨ご報告し、その後、平成26年第4回市議会定例会においても報告しました。

前のご報告の後、再受講を希望していたが、本人の都合により受講できなかった者4名から再受講しない旨の申し出があったため、損害賠償金額について、学校が確認の上、相手方へ支払うこととし、専決処分後、予備費を充用し4千円を支払いました。

今回の支払をもって、再受講済みの者60名を除く57名に対して損害賠償金を支払ったこととなり、受講者117人全員への対応が終了しました。

なお、本件については、平成27年第2回市議会定例会教育福祉常任委員会で報告いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

(質問なし)

報告事項(5)『小中学生の携帯電話・スマートフォンの使い方等に関するリーフレットの作成・配布について』

(支援教育課長)

報告事項(5)「小中学生の携帯電話・スマートフォンの使い方等に関するリーフレットの作成・配布について」ご説明いたします。

本報告事項は、平成27年4月に配布した小中学生の携帯電話・スマートフォンの使い方等に関するリーフレットについて、ご報告するものであります。

横須賀市教育委員会では、横須賀市PTA協議会と連携して、平成26年11月から本リーフレットを作成し、平成27年4月より、小・中学生のケータイ・スマホ

の、家庭における約束やルールづくりについて、全市的な取り組みを開始しました。具体的には各家庭において、保護者と子どもで、ケータイやスマホの使い方に関する約束やルールを作り、それに則って使用しましょう、というものです。

本市では、全国の学習状況調査等から「家庭学習の時間が短い」「スマホやゲーム等の利用時間が長い」といった課題が見えており、学力調査結果にもその影響があらわれています。

また、全国的にはネット依存症の危険をはじめ、ケータイ・スマホやインターネットにかかわるいじめやトラブルが増加するなど、たいへん憂慮すべき状況が指摘されています。

スマホやケータイに関する取り組みは、いくつかの地方自治体で実践されていますが、本市では保護者と児童・生徒が共にルールを作るという、横須賀独自の内容を盛り込み、より実効性のあるものとししました。

今回の取り組みは、横須賀市PTA協議会と市立学校長会の代表、そして横須賀市教育委員会が、子どもたちの置かれている現状を見つめ、話し合いを重ねて作りあげた活動です。学校と教育委員会で作ったものを伝えるだけでなく、PTA代表の方々と一緒に作成したことで、保護者や児童・生徒により浸透していくことを願っています。

以上で報告事項（6）「小中学生の携帯電話・スマートフォンの使い方等に関するリーフレットの作成・配布について」のご説明を終わります。

（荒川委員）

私はとてもよい取り組みだというふうに思いました。というのは、今までにもいろいろな学校で校長先生方、特に中学校からは何か横須賀独自でもこのようなルールづくりが必要ではないかというようなお声もいただいていたように思うんですね。ですから、とてもいいと思いました。特に横須賀市では、ほかにはない4つのルールもあるのが良いと思います。これがもう4月になって配られているとは思いますが、では、その後、子供たちがこのルールのもとにどのようによくなっていったかというようなこともぜひ半年とか1年後とか経過など、折に触れて各学校から聴取したことで結構ですし、それから年度末に子供たちに向けて、家庭に向けてアンケートした結果でも結構ですし、そういったことをお聞きしたいと思しますので、ぜひそのあたりもよろしくお聞きしたいと思します。

（支援教育課長）

ありがとうございます。

（森武委員長）

私のほうから1点お伺いしたいのですけれども、横須賀市独自の取り組みということで、これはすばらしい取り組みだと思います。それで、この我が家のルールということで、これも独自の取り組みだと思うのですけれども、各家庭でルールをつくっていただくということで、これ小学校、中学校両方あると思うのですけれども、このルールについて例えば、これは多分家で張って置いておくんだと思うのですけれども、学校側でこのルール、こういうルールをつくっていますよとかというのは、何かアンケートでもいいので把握される予定があるのか、あるいはルールというのは全く各ご家庭にお任せするものなので、学校あるいは教育委員会としてはお任せしたので、特に把握していないのか、そのあたりお考えがあれば教えてください。

(支援教育課長)

実際に調査をするという計画はございませんが、児童生徒指導担当者研修講座のところにおいても、こちらのスタンダードについては丁寧に説明を行っておりますので、年間行われる研修講座の中で担当者から情報を吸い上げていこうと考えております。

(森武委員長)

わかりました。あと、もう一点お伺いしたいのですけれども、中学校では午後10時以降使用を控える、あるいは小学校では9時以降ということで、時間制限を決められたと思うのですけれども、このあたり、例えばお友達同士で連絡を取り合っているのが例えば夜にメールが来てというような話は以前からあったと思うのですけれども、例えばこの時間を越えて何か連絡を取り合っているようだというような話が学校で把握された場合は、やっぱりこういうルールをつくっているのです、学校としてもルールに基づいて使用してくださいという指導をしていかれるような計画なのか、そのあたりを教えてくださいいただけますでしょうか。

(支援教育課長)

こちらのケータイ・スマホスタンダードを使いまして、学校のほうから保護者のほうへ啓発を行っていくということについては、配って終わりではなく、いろいろなご意見を伺う中で、指導の中にも組み込んでいきたいと考えております。

報告事項(6)『これからの図書館の在り方検討について(報告書)』

委員長 南図書館長の出席について提案

(各委員)
異議なし

南図書館長が入場

(中央図書館長)

報告事項(6)につきまして説明させていただきます。

まずは、お手元の資料ですが、資料は2つございます。「これからの図書館の在り方検討について(報告書)」と別紙1の「他都市図書館視察結果」の2種類でございます。

それでは、説明させていただきます。

近年、少子高齢化、IT化、グローバル化など、急速に進む社会の変化により、図書館が市民に求められることは、従来からの図書の閲覧・貸出だけに留まらず、幅広く多様な資料・情報の提供・発信を求められるようになりました。

また、人口の減少や若者の活字離れが進み、図書館の入館者もここ数年減少傾向にあります。そのような状況に対応するため、平成26年4月より図書館職員で「これからの図書館の在り方検討会」を立ち上げ、月に1～2回の検討会での協議と他都市図書館への視察等を行いながら、今年3月、図書館職員全員の意見集約をしたうえで報告書を作成いたしました。検討会の開催経過と構成メンバーについては資料報告書8ページに列挙してございます。

また、昨年9月に行いました他都市視察の内容については別紙1をご覧くださいと思います。県内3館(海老名市・相模原市・川崎市中原区)、県外2館(浦安市、武蔵野プレイス)といった注目度や評価の高い図書館を訪問し、お話をうかがって来ました。

それでは報告書に沿って説明させていただきます。

まず、1番の図書館の現状と課題ですが、本市図書館は中核館としての中央図書館、子どものための児童図書館、地域館としての北・南図書館と4館があり、各地区コミュニティセンター等10か所にサテライトを設置しています。生涯学習にはなくてはならない施設として、多くの市民に利用されていますが、次のような課題も抱えています。

(1) 司書資格保有者の補充がなく、司書が減少していくことに伴い、レファレンスなどの基本的サービス提供のための技術・経験の継承が進まない。

(2) 図書以外の資料が十分に提供されていない。

(3) 書誌データの整備が進まず、所蔵している郷土資料が有効に活用されていない。書誌データとは、図書を検索するためのキーワードになるもので、一般書についてはある程度整備されていますが、郷土資料については未整備のものが大半で

す。

(4) 児童サービスの地域的不均衡がある。また、児童図書館は県内唯一の「子どものための図書館」としてのポテンシャルを十分に発揮しづらい環境がある。おはなし会・えいが会などの児童サービスを受けることについて、図書館が近くにない地域にお住まいの方々には、なかなかサービスが受ける機会を得られないということです。

(5) 社会環境の変化や市民ニーズの多様化により、貸出・閲覧を中心とした従来のサービスだけでなく、市民の課題解決につながるような新たなサービスが求められている。先進的な取組を行っている自治体もあり、本市図書館においても、サービス向上のご意見が多く寄せられている。

次のページに続きまして2番、目指す方向性（基本コンセプト）でございます。

(1) 市立図書館としての基本となるサービスを充実させる。

従来から実施している集中選書、バランスよく構築した蔵書のもとで閲覧・貸出・レファレンス（相談業務）などの基本的なサービスをさらに充実させます。また、図書だけでなく、各種パンフレットなど多様な資料の展示・配架を積極的に行ない、「情報は図書館から」というイメージを発信いたします。

(2) 地域の歴史・文化などについての情報を収集し、本市の特色や魅力をさまざまな分野に提供できる情報拠点とする。貴重な郷土資料を有効に活用するために、データ整備等を行い、市民の生涯学習の支援や地域の文化の向上に寄与いたします。また同時に、インターネットにより、内外へ発信して、本市の特色や魅力をさまざまな分野に提供することを目指します。

続きまして資料の3ページ、(3) 子どもたちに読書の楽しさを知ってもらい、生涯にわたる読書習慣につながる児童サービスを展開する。児童サービスについては、児童図書館を中心として各図書館の連携を強め、きめの細かいサービスを実施します。さらに、専門機関との連携を図ることで、より質の高いサービスの展開を目指し、子ども読書活動推進の担い手を育成いたします。

また、子ども読書活動推進計画に基づき、子どもたちが本に親しむ、本を楽しむことから一人一人が読書習慣を身につけ、自発・主体的な読書へ繋がるよう、子どもの発達段階に応じた読書活動を推進します。

(4) 市民生活における課題解決の場として、また生涯学習の場として、気軽に情報の収集ができる「役に立つ図書館」を定着させる。市民が求めている情報を察知し、それらを提供し、発信することにより、市民の文化的な嗜好を充足させるとともに、地域のボランティアや研究会・勉強会の活動の場づくりを目指す必要があります。「本を読み、借りに行く」「資格取得や入試の受験勉強しに行く」という従来の目的に加え、「図書館に行けば何か発見がある」「図書館に行けば有意義な時間を過ごせる」というサービスを展開し、「役に立つ図書館」を定着させていきま

す。

続いて資料4ページ(5)「これからの図書館の在り方」を实践し、より質の高いサービスを継続的に提供するための人材・組織づくりを推進する。

これからの図書館の在り方検討の基本コンセプトを踏まえ、今後のサービスを充実していくための人材と組織づくりを推進する必要があります。

良質な選書、レファレンス能力の維持・発展のためには、長年にわたって図書館に従事し、図書について造詣(ぞうけい)が深い司書の存在は不可欠です。司書の知識・技術を切れ間なく次世代の人材に継承し、市民の求めるレファレンスサービスをきめ細かく提供していくための職員体制を検討することが必要です。

なお、厳しい財政状況の中で、これまでに述べてきた基本コンセプトを実行していくためには、図書館の組織や運営形態そのものを検討していく必要があると思います。

資料5ページ、3番は 基本コンセプト具体化の方向性 です。

これまで説明させていただいた基本コンセプトについて、今後、実施していくべき具体的方策について提示させていただきます。

最初に、図書館の基本的機能について ですが、図書館として現在実施しているサービスについて、さらなる充実を図るということで、次のことを実践していきます。

(1) 図書の閲覧・レファレンス、

①将来にわたって有益な選書基準の効率的な整備、公開

②恒常的な開架図書更新 これは、最新の資料が常に配架されるような資料の更新を進めるということです。

③多様な資料広報の強化推進 行政等が広報物として発行しているあらゆる資料について、市民へ提供いたします。図書館は休日に開館しているということで、平日お勤めの方々のお役に立てればと考えております。

④書誌情報の有効な整備 図書の検索をさらに迅速に、簡単にできるような工夫を検討します。

⑤レファレンス専用の相談窓口の設置

(2) 郷土資料について

①郷土資料の電子化の推進 古く貴重な資料も電子データ化し、気軽に閲覧出来るようにいたします。

②郷土資料のホームページでの公開 ①の電子化により、ホームページで公開できるものはしていきたいと考えています。

③市内の郷土資料所蔵施設との連携

(3) 児童サービス

①乳幼児と保護者が本に親しむことにつながる施策の推進 家庭内での読書活

動に繋がる、親子で楽しめる企画をいたします。

②幼稚園・保育園、学校等との連携の推進 図書館のガイダンスや資料の提供などによって、連携を進めてまいります。

③小中学校における子ども読書活動推進のための資料提供 学校図書館や授業を補完できるよう積極的に資料の提供を行います。

④児童・生徒と読書を結びつけるための楽しい行事の開催

⑤児童サービスに係る専門機関との連携

⑥児童図書館と地域館でのトータルな児童サービスの展開 児童図書館を中心に、北・南の地域館でも同等に児童イベントの開催を目指します。

⑦子ども読書活動推進の担い手育成 児童図書館において、おはなし会ボランティアや学校図書サポーターの方たちの研修や研究の場として、さらに充実させていきます。

資料6 ページ、図書館の付加的機能の充実

これまでの基本的なサービスに付加して、市民の多様なニーズに応えるため、知の源泉である図書館資料を有効利用してもらう方策を検討します。

(4) 情報提供・発信

①市民生活に関わる情報の提供 産業・保健医療・教育・観光などの情報を積極的に提供いたします。

②行政連携と行政全般に関わる情報提供 本市他部局と協働し、より広く、内容の濃い情報の提供を目指します。

③幅広い年齢層に対する多様な情報提供

④多様で魅力ある図書館行事の開催

⑤社会人向け教養講座の開催

⑥地域におけるボランティアや研究会・勉強会のためのグループ学習スペースの設置

⑦市民からの情報発信の場の提供

(5) これからの図書館の人材・組織の在り方

これまで述べさせていただいた目指すべきサービスの方向に沿った人材育成と(図書館の)運営方法を検討していきます。

①図書館職員の資質(専門性)の向上に向けた研修体系の確立 図書館職員が、キャリアに応じた専門研修を満遍なく受講できるように体系化します。

②個々の経験による蓄積を集約し、後進につなぐ仕組みづくり 図書館職員の個々の知識を全員が共有し、次世代に伝えるシステムを作っていくことです。

③図書館のサービスを総合的にコーディネートする担当の配置

④市民ニーズの的確な把握とそれに応えられる経営形態の検討 今後、開館時間拡大の問題をはじめとした市民の要望に応じて行くために、運営形態や経営形態な

どを検討していかなければならないと考えています。

市立図書館の今後の施策の展開については「これからの図書館の在り方」に基づいて、多面的な視点で、検討を進めて行きたいと思っております。

今年度につきましては、この報告書を元に、資料9ページに記載してあります関係部局の皆さんに、庁内検討会の委員としてお集りいただき、ご意見を頂戴していく予定です。

庁内検討会は年間を通して5～6回開催し、意見集約したうえで、報告書をとりまとめ、再度、定例会にて報告させていただきたいと思います。

以上をもちまして、報告事項6の説明を終わらせていただきます。

(齋藤委員)

図書館というのは、言うまでもなく大変重要な施設で、それをさらにより有効に機能を果たしていくということで、こういう検討会を立ち上げられて、いろいろどういうふうに持っていくかという検討をされているのは大変結構なことで、ぜひ進めていただきたいのですが、ここに別紙で、他都市図書館視察結果一覧というのがございまして、例えば年間入館者数とか職員構成とかそういうのがあるんですが、横須賀市の図書館について、ここに例えば参考として入れていただければ、より比較ができやすかったかなと思いますので、そういう基本的な横須賀市の図書館についての情報が、もしここで年間入館者数とか職員構成とかそういうのがおわかりであれば教えていただけますでしょうか。今資料がなければ、後で結構ですが。

(中央図書館長)

まず、年間入場者数、このデータは平成25年のデータでございます。まず、中央図書館が23万3,352人でございます。児童図書館の9万8,532人、北図書館の15万9,461人、南図書館、これが一番多いんですけども、34万696人、トータルいたしますと、4館のトータルでございますが、83万2,041人というのが平成25年のデータでございます。

(齋藤委員)

ありがとうございます。そうしますと、川崎の中原図書館よりもちょっと少ないぐらいですけども、わかりました。ありがとうございます。

今教えていただいた年間入館者数あるいは職員構成とか、それからこういうことをやりたいとって、例えば子供たちをより引きつけるためのイベントであるとか、成人向けの講座であるとか、例えば今、現にやっぴらっしゃるものがどれぐらいあって、それをさらにふやすのか、今ほとんどこれはやっぴないのか、新しくやろうとしているのか、そういった現状についてのデータを、もし別にいつまでに出

してくださいということではないんですが、いずれ教えていただければありがたいと思います。

(中央図書館長)

全く手のついていない事業というのはないのですけれども、現在でも子供たちへのイベント、図書館への来場者をふやすためのイベント等実際にはやっております。そのデータにつきましては、また次回、報告をさせていただきます。

(齋藤委員)

よろしく願いいたします。

(青木委員)

まずは、毎年つくっている年報を委員さんにお渡ししてください。今、その手元に1冊あるでしょう。それを1冊ぐらい委員さんに渡して、ぜひそれはお願いします。

(中央図書館長)

では、後でお渡しします。

(齋藤委員)

よろしく願いいたします。

(荒川委員)

児童サービスの部分では、もうやられていることもあるでしょうし、これからということもあるんでしょうけれども、大分いろいろと工夫されたことが出ているのはとてもいいと思いましたので、ぜひ推進していただきたいと思っています。

それと、図書館の付加的機能の充実の中の6番の、勉強会のためのグループ学習スペースの設置などもとてもいいなと思うのですが、スペースが限られている中で、一方では静かに読書をしたい人もいる、そしてこちらでは活発にお話し合いしたい人もいるという、そういうすみ分けみたいなものができるためのスペースがあるのかどうかということをお聞きしたいと思いました。

(中央図書館長)

現在でも今月末から子供の絵本の展示ですとか、「子ども読書の日」にちなみまして、中央図書館でも事業をやっているのですけれども、中央図書館には、児童への読み聞かせスペースはございません。その中で、絵本の展示や読み聞かせをやる

のですけれども、子供たちの声が広がらないようなスペースを若干確保して実施しました。今後も、現在の館内の施設の中でのうまい工夫を検討していきたいと考えております。

(三浦委員)

9ページの一番最後に、今後の進め方で庁内検討会の構成員の中に図書館が入っていないと思ったら、一番下のところに議長は中央図書館長となっているので、これ構成員じゃないのですか。

(中央図書館長)

この検討会の考え方につきまして、ここでは中央図書館長が議長になって会議を進めていくわけですけれども、外部の委員さんの意見を聞くというスタンスで、構成員の中では取りまとめ役ということで、中央図書館長が議長になっています。

(三浦委員)

取りまとめ役ですと、このようなまとめたことの意味を述べるとか、そういう、この図書館がほかのこの検討会の方にご意見を求めるという形になっているのでしょうか、検討会は。

(中央図書館長)

申し訳ございません。今ご指摘をいただきました庁内検討会の件なのですけれども、中央図書館長も委員として入ります。図書館としての発言をさせていただきます。ありがとうございます。

(森武委員長)

私のほうからも1点お伺いしたいのですけれども、図書館長がいいのか、人的な話なのですけれども、司書の数が減少していったら、このままでいくと、数年でかなり減るといようなことが書かれているのですけれども、横須賀市としては、現在、司書としてはもう採用していないのがずっと続いているという状況なのか、そのあたりの人事計画というか、採用についてわかる方で構いませんので、教えていただけますでしょうか。

(教育総務部長)

司書としての採用がここ数年行っていませんので、ただ、職員の方には、一般の事務員の中で司書の資格を持っている方がかなりいらっしゃいますので、そういったところでは、図書館の司書ということで異動して勤務していただくというのは問

題ないと思いますけれども、今、委員長がおっしゃられた司書としての採用というのはここ何年か、ちょっと細かい年はわかりませんが、採用自体がないという状況になっています。

(森武委員長)

わかりました。それで、これ多分、ご定年されると急激に減るということで、持っている方がおられて、ただ、持っている方が図書館勤務を希望されるのか、持っているけれども、自分は一般行政をやりたいとおっしゃるのかということもあると思うのです。年齢構成をバランスよく、かつ恐らく図書館職員の例えば 50%ぐらいは司書でいてほしいとか、多分何かあると思うので、そういう何かコンセプトというか標準的な考え方をまずつくっていただいて、その中で人が手当てできるのだったらもちろん採用する必要はないと思うのですけれども、そのあたりを考えていただかないと、何かこの文章だけ読みますと、採用していなくて、急激に減っていったら、図書館だけでも、司書がもういなくなるようなイメージにとられてしまうので、そのあたりも少しご検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(三浦委員)

最初の課題のところいきなりいろいろなことが述べられていると思うんですね。ところが、今度それを改善していこうというところ、結局一番最後のところの、これからの図書館の人材・組織の在り方ということになると思います。早く改善しないと、いつまでたっても多分改善できないのではないかと懸念があるのですけれども、その辺についてはどのような状態といたしますか、見込みなのでしょうか。

(中央図書館長)

お話をさせていただきました庁内検討会でどれだけのご意見をいただけるかというのはまだわからないんですけれども、定例会では、逐次途中経過も報告させていただきますが、その結果を見ながら、具体的な話が出てくるかと思っておりますので、早い時期に実現はしていきたいと考えております。以上でございます。

(森武委員長)

私のほうからもう一点だけ、これは質問というより意見なのですが、ここにも書かれているように、ICTの活用とか、あるいは郷土資料をデジタル化するという話はほかのところも提案されていると思います。

この前も卒業式で学校にお伺いしたら、横須賀市内は 100 年を超えるような学校が結構ありまして、教育委員会所管の施設でもそういう郷土資料は結構施設ごとに

集められているケースもあると思いますので、そういうものをデジタル化するのであれば、そこで少しコストはかかるかもしれませんが、一度デジタル化してしまえば、あと維持するお金というのはほとんどある意味かからないというか、非常に安いコストでできると思いますので、そういうものを活用して、財政的には厳しいと思うのですけれども、何か新しいところへぜひ拡大していただければ、図書館の利用がますます広がるのではないかなと思いますので、この検討委員会で活発な議論をいただいて、ぜひ前向きなご検討をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

南図書館長が退場

報告事項（7）『横須賀美術館企画展「ほっこり美術館」の開催について』

（美術館運営課長）

それでは、先週の土曜日、4月18日から開催しております企画展「ほっこり美術館」について、報告いたします。

恐れ入りますが、お手元の資料「報告事項6」をご覧ください。

近年よく耳にする「ほっこり」という言葉をテーマにした展覧会になります。

従来、「美」を基準に語られてきた美術作品を、現在の感性を反映した「ほっこり」をキーワードに、鑑賞者の感覚や心情から捉え直すことで、日本人の感性のありようを再考しようとするものです。

展覧会の見どころとしましては、円山応挙、竹内栖鳳などによる日本画や、歌川広重の錦絵など、著名な作家の名品が挙げられます。

また、最近テレビの情報番組などでもとりあげられ、開催前から電話での問い合わせが相次いでありました、作家 深堀隆介の、樹脂に描かれた立体に見える金魚などの作品があります。新作1点を含む全11点を展示しております。

次に、資料の「2 会期」ですが、4月18日から開催しております、6月14日の日曜日までの、ゴールデンウィークを含んだ56日間となります。

「3 主催」「4 観覧料」「5 概要」は、記載のとおりです。

「6 関連事業」としまして、今回の企画展でも内容をより深く理解したり、創作により美術に親しめるよう、記載のとおり、アーティスト・トークや、ワークショップなどを実施いたします。詳しくは、別添のチラシをご覧ください。

次に、添付資料の展覧会スケジュール、中面をご覧ください。

今年度の企画展スケジュールについて、ご説明いたします。

ただいまご説明させていただきました「ほっこり美術館」の次に開催します

のが、横須賀美術館としては、初めてのサブカルチャーの展覧会となります、「ウルトラマン創世紀展」。

この展覧会は巡回展として、数年前から全国各地で開催され人気を博しており、夏休み期間にもあたりますので、ウルトラマン世代の方だけでなく、親子や3世代で楽しんでいただきたいと考えております。

芸術の秋、9月からは、「没後10年 長 新太の脳内地図 展」を開催します。絵本作家として有名な「長 新太」、絵本の原画やイラストレーションを紹介するとともに、「第2次横須賀市子ども読書活動推進計画」に基づく取り組みとしています。

11月から12月にかけて、「横須賀製鉄所（造船所）創設150周年記念事業」の一環としまして、「浮世絵にみる モダン横須賀&神奈川」を開催します。市の様々な部署で記念事業を行ないますので、これらとの連携により、横須賀市を盛り上げていく一助になればと思います。

1月には、毎年多くのお客様にお越しいただいております「第68回児童生徒造形作品展」を。2月からは、「嶋田しづ・磯見輝夫展」を開催します。

今年度も、多くの市民に親しまれ、利用される美術館を目指してまいります。以上で報告を終わらせていただきます。

(質問なし)

報告事項（8）『横須賀美術館美術品評価委員会開催結果について』

(美術館運営課長)

それでは、「横須賀美術館美術品評価委員会開催結果について」報告いたします。

恐れ入りますが、お手元の資料「報告事項（8）」をご覧ください。

1 美術品評価委員会とは、ですが、当該委員会は、横須賀美術館が適正な美術品の取得を行うため、その価格及び質について評価いただく、地方自治法に規定する附属機関として、条例に基づき設置しております。

2 平成26年度の会議開催結果 ですが、記載のとおり、3月14日土曜日に開催し、横須賀美術館の収集方針に基づいた寄贈候補作品75点を審議いただき、記載の評価をいただきました。

3 寄贈作品の活用等 ですが、他の所蔵作品と同様、地下の展示室で年4回開催している所蔵品展において、適宜展示等に活用していくものです。また、必要に応じて修復や額装等も行います。

なお、4には委員名簿を、2ページから4ページには、今回審議いただき、取得が妥当との結果となりました作品75点の一覧を掲載しました。

また、そのうち主な作品について、5ページから7ページに、作品写真及び作者略歴を掲載いたしました。のちほどご覧ください。

以上で、報告を終わります。

(森武委員長)

1点お伺いしたいのですけれども、美術品評価委員会ということで、取得しようとする美術品の評価をするということなのですから、現在、横須賀美術館では、予算をかけてということはやられていないということで、ほとんど全てが寄贈とかになるのだと思うのですけれども、作品を寄贈される場合というのは、まず先方からお申し出があって、美術館のほうで一次審査というか、まずはご検討されて、適するかなと思ったものをこの評価会にかけて、この評価会でオーケーをもらったら正式に受けると、そういう流れでいいのか、そのあたり、もし間違えていればご説明いただけますでしょうか。

(美術館運営課長)

委員長おっしゃるとおりでして、どうしても所蔵家のほうからのお話をまずもらいますが、内容によっては、美術館のミュージアムピースとしての質があるもの、ないものがありますので、最初は学芸員による調査審査、その上で妥当という判断が出たところで、改めてこの会議に提示しまして、審議をいただくという流れになっております。

(森武委員長)

わかりました。それで、今年、昨年度分ということで75点あるわけですが、大きさもいろいろあるので、一概に作品の数が多い少ないの問題ではないのかもしれませんが、横須賀美術館として、例えば年間75件とかこのペースで受け入れていったときに、収蔵庫というか、作品の管理についてまだまだ余裕があるので、どうぞどんどん作品をもしご寄贈いただけるのであればというような状況なのか、やはりそろそろ制限をかけないといけないのかとか、そのあたりもしわかれば概略で構いませんので、教えていただけますでしょうか。

(美術館運営課長)

美術館の収蔵庫に限りがある中で、開館後もこういう形で寄贈をいただき、収蔵作品として活用してきているところです。

収蔵庫の状況でいいますと、余裕があるかというところ、そういう状況ではなくなってきたのが実情です。ただ、まだ開館10年もたっていないところですし、多くのこういうすばらしい作品をいただけるということは、それなりの美術館になってきたのではないかと思いますので、内部での整理もきちんとしながら、活用できるような体制を考えていきたいと思っております。

(森武委員長)

わかりました。ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

委員長 日程第4から日程第5は、人事案件のため秘密会とすることを宣言。
関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成27年4月24日（金） 午前11時29分

横須賀市教育委員会

委員長 森 武 洋